4. 排出量の把握等に役立つデータ

4-1 対象業種に関連する情報

4-1-1 対象業種の区分

対象業種のより細かい区分とそれに対応した業種コードは以下のようになっていますので、業種の判別及び届出の参考にしてください。

		業種区分	業種
			コード
1金属鉱業	¥	貴金属鉱業	0500
		非鉄金属鉱業	
		鉄属鉱業	
		その他の金属鉱業	
2 原油·天	然ガス鉱業	原油鉱業	0700
		天然ガス鉱業	
3製造業	a食料品製造	畜産食料品製造業	1200
	業	水産食料品製造業	
		野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品製造業	
		調味料製造業	
		糖類製造業	
		精穀·製粉業	
		パン・菓子製造業	
		動植物油脂製造業	
-		その他の食料品製造業	
		清涼飲料水製造業	1300
	飼料製造業	酒類製造業 	1320
		茶・コーヒー製造業	1300
		製氷業	
		たばこ製造業	1350
<u>-</u>	145 15 - NI	飼料·有機質肥料製造業	1300
	c 繊維工業	製糸業	1400
		紡績業	
		ねん糸製造業	
		織物業	
		ニット生地製造業	
		染色整理業	
		網、網製造業 L	
		レース・繊維雑品製造業	
		その他の繊維工業	

				業種区分	業種コート
	d			織物製(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造	
(続き)				業(和式を除く。)	
		製造業	Ę	ニット製外衣・シャツ製造業	
				下着類製造業	-
				毛皮製衣服・身の回り品製造業	
				和装製品 · 足袋製造業	
				その他の衣服・繊維身の回り品製造業	
				その他の繊維製品製造業	
	е			製材業、木製品製造業	1600
			•	造作材·合板·建築用組立材料製造業	
		を除く)		木製容器製造業(竹、とうを含む。)	
				その他の木製品製造業(竹、とうを含む。)	
	f	家具:	装備品	家具製造業	1700
		製造業	É	宗教用具製造業	
				建具製造業	
				その他の家具・装備品製造業	
	g	パルコ	プ・紙・	パルプ製造業	1800
		紙加工	Ⅱ品製	紙製造業	
		造業		加工紙製造業	
				紙製品製造業	
				紙製容器製造業	:
				その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	h	出版·	印刷·		1900
		同関連		出版業	
		, , , , , , ,	—	印刷業(謄写印刷業を除く。)	
				製版業	-
				製本業、印刷物加工業	-
				京本業、中間初加工業 印刷関連サービス業	-
	-	化学工	- 森	化学肥料製造業	2000
	ľ	10 1 1	_ 未	無機化学工業製品製造業	2000
				無機化子工業器可器厚素 塩製造業	202
				有機化学工業製品製造業	2000
				化学繊維製造業	
				油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	000
				医薬品製造業	2060
				化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2000
				その他の化学工業	
				農薬製造業	2092
	j			石油精製業	2100
			品製造	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの。)	
		業		コークス製造業	1
				練炭·豆炭製造業	
				舗装材料製造業	
				その他の石油製品・石炭製品製造業	

		業種区分	業種
	1 -		コード
		プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	2200
(続き)		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	
	(別掲を除く)	工業用プラスチック製品製造業	
		発泡・強化プラスチック製品製造業	
		プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む。)	
		その他のプラスチック製品製造業	
		タイヤ・チュープ製造業	2300
	業	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	
		ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
		その他のゴム製品製造業	
	1 -	なめし革製造業	2400
		工業用革製品製造業(手袋を除く。)	
	造業	革製履物用材料·同付属品製造業	
		革製履物製造業	
		革製手袋製造業	
		かばん製造業	
		袋物製造業	
		毛皮製造業	
		その他のなめし革製品製造業	
		ガラス・同製品製造業	2500
	品製造業	セメント・同製品製造業	
		建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く。)	
		陶磁器·同関連製品製造業	
		耐火物製造業	
		炭素·黒鉛製品製造業	
		研磨剤·同製品製造業	
		骨材·石工品製造業	
		その他の窯業・土石製品製造業	
	o 鉄鋼業	高炉による製鉄業	2600
		高炉によらない製鉄業	
		製鋼·製鋼圧延業	
		製鋼を行わない製材製造業(表面処理鋼材を除く。)	
		表面処理鋼材製造業	
		鉄素形材製造業	
		その他の鉄鋼業	
	p非鉄金属製	非鉄金属第1次製錬·精製業	2700
	造業	非鉄金属第2次製錬·精製業	
		非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)	
		電線・ケーブル製造業	
		非鉄金属素形材製造業	
		その他の非鉄金属製造業	

	業種区分	業利コー
3 製造業	金属製品製プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	280
(続き)	造業 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
(196 C)	暖房装置 · 配管工事用付属品製造業	
	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業含む。)	
	金属素形材製品製造業	
	金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)	
	金属線製品製造業(ねじ類を除く。)	
	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
	その他の金属製品製造業	
	一般機械器 ボイラ・原動機製造業	290
	具製造業 農業用機械製造業(農業用器具を除く。)	
	建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用	トラク
	夕を含む。)	
	金属加工機械製造業	
	繊維機械製造業	
	特殊産業用機械製造業	
	一般産業用機械·装置製造業	
	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	
	その他の機械・同製品製造業	
	電 気 機 械 器 発電用·送電用·配電用·産業用電気機械器具製造業	300
	具製造業民生用電気機械器具製造業	
	電球·電気照明器具製造業	
	通信機械器具·同関連機械器具製造業	
	電子計算機·同付属装置製造業	
	電子応用装置製造業	306
	電気計測器製造業	307
	電子部品・デバイス製造業	300
	その他の電気機械器具製造業	
	輸 送 用 機 械 自動車 · 同付属品製造業	310
	器具製造業 鉄道車両·同部品製造業	312
	自転車·同部品製造業	310
	船舶製造·修理業、舶用機関製造業	314
	航空機·同付属品製造業	310
	その他の輸送用機械器具製造業	
	精 密 機 械 器 計量器 · 測定器 · 分析機器 · 試験機製造業	320
	具製造業測量機械器具製造業	
	医療用機械器具·医療用品製造業	323
	理化学機械器具製造業	320
	光学機械器具・レンズ製造業	
	眼鏡製造業(枠を含む。)	
	時計·同部品製造業	

						業種区分	業和
							コー
3 製造業	٧	武	器製	造業	¥	統製造業	330
(続き)						包製造業	
						流弹製造業	
						泡弾製造業(装てん組立業を除く。)	
						統砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く。)	
						単薬装てん組立業(銃弾製造業を除く。)	
						寺殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であ	5
						って、無限軌道装置によるもの。)・同部分品製造業	
						その他の武器製造業	
	W	そ	の ft	也の	製	貴 金 属・宝 石 製 品 製 造 貴 金属・宝 石 製 装 身 具 (ジュエリー) 340
		造	業			製品製造業	
						貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)
						附属品 · 同材料加工業	
						その他の貴金属製品製造業	
						送身 具 · 装飾品 · ボタン · │装身具 · 装飾品製造業(貴金属 · 宝	
						司関連品製造業(貴金 石製を除く)	
						属·宝石製を除〈。) 造花·装飾用羽毛製造業	_
						ボタン製造業	1
						針・ピン・ホック・スナップ・同 関 連 品製 造 業	1
						表 垣 茉 そ の 他 の 装 身 具 · 装 飾 品 製 造 業	-
					•	時計·同部分品製造業 時計·同部分品製造業	
					+	は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-
						そ	ı I
						造業	ξ
					+	がん具・運動用具製造 娯楽用具 · がん具製造業(人形を除	<u> </u>
							`
						人形製造業	
						運動用具製造業	
					Ť	ペン・鉛筆・絵画用品・そ万年筆・ペン類・鉛筆製造業	
						の他の事務用品製造業 毛筆·絵画用品製造業(鉛筆を除く)	
						その他の事務用品製造業	
						桼器製造業 漆器製造業	
						畳等生活雑貨製品製造│麦わら・パナマ類帽子・わらエ品製造	Ī
						業 業	
						畳製造業	
						うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
						ほうき・ブラシ製造業	_
						喫煙用具製造業(貴金属·宝石製を	Ē
						除 〈)	_
						その他の生活雑貨製品製造業	

業種区分		
未住匹力		
3製造業wその他の製	他に分類されない製造煙火製造業	コード 3400
(続き) 造業	業看板・標識機製造業	3400
(続き)	パレット製造業	
(106.0)	モデル・模型製造業	
	工業用模型製造業	
	情報記録物製造業(新聞、書籍等の	
	印刷物を除く)	ļ
	眼鏡製造業(枠を含む)	
	他に分類されないその他の製造業	
4 電気業		3500
5 ガス業		3600
6 熱供給業		3700
7 下水道業		3830
8 鉄道業		3900
9 倉庫業(農作物を保管す	るもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するもの	4400
に限る。)		
10 石油卸売業		5132
11 鉄スクラップ卸 売業(自重	カ車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は	5142
自動車の車体に装着され	れた自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	
12 自動車卸売業(自動車局	用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限	5220
る。)		
13 燃料小売業		5930
14 洗濯業		7210
15 写真業		
16 自動車整備業		7700
17 機械修理業		
18 商品検査業		8620
19 計量証明業(一般計量部	正明業を除く。)	8630
20 一般廃棄物処理業(ごみ	·	8716
21 産業廃棄物処分業		8722
特別管理産業廃棄物処	.分業	8724
22 医療業	病院	8800
	一般診療所	
	歯科診療所	
	助産所	
	療術業	
歯科技工所		
医療に附帯するサービス業		
	その他の医療業	
23 享等教育機閱/付展記6		9140
47日然作于阿九州		9210

2008(平成 20)年の法施行令改正により、2010(平成 22)年度からの排出・移動量の把握、2011(平成 23)年度からの届出の対象に追加。

4-1-2 対象業種の概要

対象業種は以下のような業を行うものですので、業種の判別の参考にして〈ださい。

業種名	概要	備考
1 金属鉱業	金属鉱の掘採を行う事業所及び金属	
	鉱の選鉱その他の品位向上処理を行	
	う事業所が分類される業種	
2原油・天然ガス鉱	原油・天然ガスなどの掘採を行う事業	
業	所及び自ら掘採した天然ガスから天然	
	ガソリン、液化石油ガス(LPG)、圧縮ガ	
	スを生産する事業所が分類される業種	
3 製造業		
a食料品製造業	次のいずれかの製造を行う事業所が	販売を主とする事業所が販売に
	分類される業種 1:畜産食料品、水産	直接付随する行為として、その取
	食料品などの製造 2:野菜缶詰、果	り扱う商品に簡単な処理を施す
	実缶詰、農産保存食料品などの製造	場合は、卸売・小売業、飲食店に
	3:調味料、糖類、動植物油脂などの	分類される
	製造 4:精穀、製粉及びでんぷん、ふ	
	〈らし粉、イースト、こうじ、麦 芽 などの	
	製造 5:パン、菓子、麺類、豆腐、油	
	揚げ、冷凍調理食品、惣菜などの製	
	造	
b飲料・たばこ・		
飼料製造業	こ(葉たばこを含む)、飼料、有機質肥	
	料を製造する事業所が分類される業	
	種	事業所は化学工業に分類される
c繊維工業	次のいずれかを製造する事業所が分	
	類される業種 1:製糸、紡績糸、ねん	
	糸、綱などの製造 2:織物、ニット、レー	
	ス、組 ひも、網 などの製 造 3: 糸、織	
	物、ニット、繊維雑品、綿状繊維などの	
	精錬、漂白、染色及び整理 4:製綿、	
	フェルトなどの製造 5:麻製繊、整毛など	
	の紡織半製品の製造及びその他の繊維加那	
	維処理 	囲しの注文により大明までいま
	購入した織物、こット生地、フェルト地、レース・サークを対象を表現している。	
	ス地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及びその他の繊維製品を	
未		場合にりいては、材料が店も5の 場合は卸売・小売業、飲食店に、
	衣にょる尹未川川刀恕に110未性	個人もちの場合はサービス業に分
		順人で5の場合はり-C X業にカー 類される
		大只 C 1 6 3

業種名	概要	備考
3 e木材·木製品	製材及び単板(ペニヤ板)、合板、屋根	建設工事現場で建設工事の一
製造業	まさなど木製基礎資材を製造する事	
	業所並びにこれらの木材又は竹、とう、	材による修繕・改装などを行う事
	コルクなどを主要材料としてつくられる製	業所は建設業に、個人の注文に
	品を製造する事業所が分類される業	よって木製品を製造し小売する
	種	事業所は卸売・小売業、飲食店
		に分類される
f 家 具·装 備 品	家庭用及び事務用家具(和式、洋式	家具類の改造・修理等を行う事
製造業	を含む)、宗教用具、戸、障子、襖、日	業所はサーピス業に分類される
	よけ、竹すだれなどを製造する事業所	
	が分類される業種	
	木材、その他の植物原料または古繊	
加工品製造業	維から、主としてパルプ及び紙を製造	
	する事業所、またはこれらの紙から紙	·
	加工品を製造する事業所が分類され	製造は化学工業に分類される
	る業種 	
	出版業、印刷業及びこれに関連した	
関連産業	補助的業務を行う事業所が分類され	
: // ** **	る業種 ルヴの加盟をより制造過程に表示	唯 】 」 4. // 兴 丁 兴 制 口 # 吃 吉
╽ │ │ │ │ │ 化学工業	化学的処理を主な製造過程とする事業になる。	
	業所及びこれらの化学的処理によって	
	得られた物質の混合、または最終処理を行う事業所のうち他に特掲されな	
	はそれが分類される業種	店に分類される
i 石油制品,石	石油を精製する事業所、購入した原	
	料を混合加工して潤滑油、グリースを製	
	造する事業所、コークス炉による石炭の	
	乾留を行う事業所が分類される業種	
k プラスチック製 品	フラスチックを用い、押出成形機、射出	プラスチック製家且の製造は家且・
製造業	成形機などの各種成形機(成形器)に	•
	より成形された成形製品を製造する事	
	業所、及び同製品に切断、接合、塗	
	装、蒸着めっき、パフ加工などの加工	
	を行う事業所並びにプラスチックを用いて	の製造はゴム製品製造業に、プラ
	成形のために配合、混和(短繊維、充	スチック製かばん・袋物の製造はな
	てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等)	めし革・同製品・毛皮製造業に、
	を行う事業所及び再製プラスチックを製	プラスチック製歯車の製造は一般
	造する事業所が分類される業種	機械器具製造業に、プラスチック製
		計量器の製造は精密機械器具
		製造業に、プラスチック製楽器・玩
		具・人形、プラスチック製事務用品・
		装身具・装飾品・ポタン、プラスチック
		製モデル・模型・パレット(運搬用)の
		製造はその他の製造業にそれぞ
		れ分類される

	 業種名	概要	備考
3	Ⅰコ゚ム製品製造	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られた	糸ゴム入りの繊維製品の製造は
	業	ゴム製品(タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴ	繊維工業に、他から受け入れた
		ム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴ	ゴム引布からのゴム引布製衣服
		△製品、更正タイヤ、再生ゴム、その他ゴ	
		ム製品等)を製造する事業所が分類さ	
		れる業種	ムの製造は化学工業に分類され
			3
		なめし革製造業、毛皮製造業及び各	
		種のなめし革製品、再生革製品を製	
	業	造する事業所及びかばん、袋物の製	
		造を行う事業所が分類される業種	製 造 はその他 の製 造 業 に分 類 される
	, 突 类 . 十 石 制	板 ガラス及 びその他 のガラス製 品、セメント	160
	『黒葉・エ 1 袋 品製造業	及び同製品、建設用粘土製品、陶磁	
	m & e *	器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、琺	
		瑯 鉄 器、研 磨 材 料、骨 材、石 膏 製	
		品、石炭及び石綿製品などを製造す	
		る事業所が分類される業種	
	o鉄鋼業	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造	
		する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛	
		造品、圧延鋼材、表面処理鋼材など	
		を製造する事業所が分類される業種	
	•	鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金	
	業	属の精錬及び生成を行う事業所、非	
		鉄金属の合金製品、圧延、抽伸、押	
		出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳	
		造、その他の基礎製品を製造する事	
		業所(電線、ケープル等製造及び核燃料制造を含むが255	
	a 仝 层 制 므 制 浩	料製造を含む)が分類される業種プリキ缶及びその他のめっき板等製	今 居 制 宏 目 の制 浩 け 宏 目・壮
	4 並 偶 袋 叩 袋 멷	日、刃物、手道具類、一般金物類、	
	**	電熱器を除く加熱装置、建設用·建	
		築用金属製品、金属線製品及び他	
		に分類されない各種金属製品を製造	祝 生来 に 分 殊 こ 1 0 0
		する事業所が分類される業種	
	r 一般機械器具	電気機械器具、輸送用機械器具、精	
	製造業	密機械器具、武器を除く一般機械器	
		具を製造する事業所が分類される業	
		種	
		電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変	
	製造業	電及び利用を行う機械器具を製造	
		する事業所(民生用電気機械器具を	
		含む)が分類される業種	械器具製造業に分類される

業種名	概要	備考
	輸送用機械器具を製造する事業所	
	(自動車、船舶、航空機、鉄道車輌及	
	びその他の輸送機械器具等)が分類さ	
	れる業種	
u 精密機械器具	計量器、測定器、分析機器及び試験	電気計測器・電子測定装置の
製造業	機、測量機械器具、医療機械器具及	
	び医療用品、理化学機械、光学機械	に、理化学用のガラス器具及び陶
	器具及びレンズ、眼鏡、時計等を製造	磁器の製造は窯業・土石製品
	する事業所が分類される業種	製造業に分類される
v 武器製造業	銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾	
	薬、特殊装甲車輌等を製造する事業	
	所が分類される業種	
wその他の製造	aからvのいずれにも分類されない製品	
業	を製造する事業所(貴金属製品、ポタ	
	ン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペ	
	ン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード、眼	
. = - 11/	鏡等)が分類される業種	
4 電気業	一般の需要に応じ電気を供給する事	
	業所またはこれに電気を供給する事業にがひわれる業種	
는 T, 3 차6	業所が分類される業種	てはよっの校 セナケミ市 光 には
5 ガス業	一般の需要に応じ製造がス、天然がス	
	またはこれらの混合がスを導管により供給する事業所が分類される業種	
 6 熱供給業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水	
	等を媒体とする熱エネルギーまたは蒸気	
	若しくは温水を導管により供給する事	
	業所が分類される業種	
7 下水道業	公共下水道、流域下水道または都市	じんかい・汚物等の処理、産業
	下水路により汚水・雨水の排除または	
		分類される
8 鉄道業	鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の	鉄道業が経営する鉄道事業以
	運送を行う事業所が分類される業種	外の事業を行う事業所はその行
		う事業によりそれぞれの産業に分
		類される
9 倉庫業(農作物を	普通倉庫業、冷蔵倉庫業(及び水面	自家用の倉庫は主事業所の産
保管するもの又は	木材倉庫業)を営む事業所が分類さ	業に分類される。また、物品の一
貯 蔵 タンクにより	れる業種	時預所、保護預りのための施設
気体若しくは液体		及び運送、運送取扱い又は運送
を貯蔵するものに		代弁の為の施設として使用する
限る。)		ものは、倉庫業には含まれない
		法においては、農作物の保管又
		は貯蔵タンクにより気体又は液
		体の貯蔵を行う事業所のみが対
		象となる

業種名	概要	備考
10 石油卸売業	石油類を卸売する事業所が分類され	ガソリン・LPGスタンド、給油所は燃
	る業種	料小売業に分類される
11 鉄 スクラップ卸 売 業	鉄スクラップを集荷、選別して卸売する	法においては、自動車用エアコンデ
(自動車用ェアコン	事業所が分類される業種	ィショナーに封入された物質を回収
ディショナーに封入さ		し、又は自動車の車体に装着さ
れた物質を回収		れた自動車用エアコンディショナーを
し、又は自動車の		取り外す事業所のみが対象となる
車体に装着された		
自動車用エアコンテ		
イショナーを取り外す		
ものに限る。)	 自動車及び自動車の部品、及び付属	注においてけ、白動専用エマコンデ
•	日勤年及び日勤年の品品、及び内属 品を卸売する事業所(二輪自動車を	
	含む)が分類される業種	する事業所のみが対象となる
物質を回収するも		
のに限る。)		
13 燃料小売業	計量器付の給油ポンプを備え、主とし	
	て自動車その他の燃料用ガソリン、軽	
	油及びLPGを小売する事業所ならび	
	に灯油、プロパンガス、石炭、薪などの	
	燃料を小売する事業所が分類される	
	業種	
14 洗濯業	以下の事業所が該当する 1:衣服そ	
	の他の繊維製品及び皮革製品を原型	
	のまま洗濯する事業所 2:洗濯物の受取及び引渡を行う事業所 3:繊維製	
	聞きが、ためでは、 貸与し、その使用後回収して洗濯し、	
	更にこれを貸与することを繰り返して行	
	う事業所が分類される業種	
15 写真業	肖像撮影、フィルム現像、焼付、引伸及	
	びフィルム複写を行う事業所並びにこれ	
	らを広告、出版及びその他の業務的	
	使用者のために行う事業所が分類さ	
	れる業種	
16 自動車整備業	自動車の整備修理を行う事業所が分	
4 7 1414 1-14 145 TED 214	類される業種	
17 機械修理業	一般機械、電気機械器具、建設機械	
	及び鉱山機械の整備、修理を行う事業所が分類される業種	
	未 バ ル ガ 挺 C 1 6 0 耒 俚	業又は卸売・小売業、飲食店に分類される
 18 商品検査業	各種商品の検査、検定、品質管理を	ノコ 本光 じ 1 6 の
IV PJ HI 1大旦未	行 惺 岡 田 の 検 且、検 定、 田 員 旨 垤 を 行 う 事 業 所 (非 破 壊 検 査 法 によるもの	
	は含まれない)が分類される業種	
<u> </u>	15日の16641 17日は日本1年	

業種名	概要	備考
	以下の事業所が分類される業種 1:	
	主として委託を受け、貨物の積み下ろ	
⟨。)	しまたは入出庫に際して長さ、質量、	
,	面積、体積、熱量等を計量し、その結	
	果の証明を行う事業所 2:主として委	
	託を受け、環境の状態に関し濃度、騒	
	音レベル、振動レベル、放射能等を計量	
	し、その結果の証明を行う事業所 3:	
	主として委託を受け、1、2以外の物象	
	の状態の量に関し計量し、その結果の	
	証明を行う事業所	
20 一般廃棄物処理	主として収集運搬されたごみ、粗大ご	以下の廃棄物を処分する事業
業 (ごみ処分業に	み等の一般廃棄物(し尿を除く)を処分	所 が含まれるが、当 該 産 業 から
限る。)	する事業所が分類される業種	生じた以下の廃棄物を処分する
		事業所は「21 産業廃棄物処分
		業」に含まれる 1: 畜産農家以
		外から生じた動物の糞尿及び死
		体 2:パルプ・紙・紙加工品製造
		業、新聞紙巻取紙を使用して印
		刷発行を行う新聞業、印刷出版
		を行う出版業、製本業、印刷物
		加工業の各産業以外から生じた
		紙〈ず 3:建設業(工作物の除去
		に伴い木屑を生じさせるものに限
		る)、木材、木製品製造業(家具
		製造業含)、パルプ製造業、輸入
		木材卸売業の各産業以外から
		生じた木屑 4:繊維工業(衣服、
		その他の繊維製品を除く)以外
		から生じた繊維くず 5:食料品・ 医薬品・香料製造業以外から生
		じた動植物性残渣
		また、法においては、一般廃棄物
		処理業のうち、以下の業種は含
		たは
		1: し尿 収 集 運 搬 業 2: し尿 処 分
		保守点検業 5:ごみ収集運搬業
		6:清掃事務所
		A.14 1h 4.37111

業種名	概要	備考
21 産業廃棄物処分業	主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業際棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く)を処分する事業所が分類される業種	のうち、「20 一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)」の備考に示した廃棄物を処分する事業所 は本分類に含まれるが、当該産 業以外から生じたこれらの廃棄
特別管理産業廃棄物処分業	主として特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるもの(廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等))を処分する事業所が分類される業種	
23 医療業	医師又は歯科医師等が患者に対して 医業または医業類似行為を行う事業 所及びこれに直接関連するサービスを 提供する事業所が分類される業種	滅菌代行業も含まれる
属施設を含み、人 文科学のみに係	学術の中心として、広〈知識を授けるとともに、深〈専門の学芸を教授研究し、知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする学校、並びに職業または実際生活に必要な能力を育成することを目的とする学校(大学、短期大学、高等専門学校等)が分類される業種	法においては、付属施設を含む ものとし、人文科学のみに係わる
	地震研究、ふく射線研究、有機合成化学研究等を行う理学研究所、工業技術試験所、機械技術研究所、工業研究所等の工学研究所、農業、林業、漁業に関する研究所、試験場が分類される業種	は食品衛生・予防衛生・栄養生理・医薬品等に関し、依頼に応じて試験・検査・検定等を行うことを業務の一環としている施設も含まれる

2008(平成 20)年の法施行令改正により、2010(平成 22)年度からの排出・移動量の把握、2011(平成 23)年度からの届出の対象に追加。

4-1-3 特別要件施設に該当する施設の各法令における規定

特別要件施設に該当する施設は、鉱山保安法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法の各法令で、以下のように規定されていますので、その判別の参考にしてください。

ア 鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設

- 1 受電電圧が1万ボルト(石炭坑(石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。)にあっては、電圧10ボルト)以上の需要設備(電気を使用するために、その使用の場所と同一の鉱山(鉱山内の発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物の総合体をいう。)
- 2 非常用予備発電装置(石炭鉱山、金属鉱山等及び石油鉱山(石油坑を除く。)のうち、30 ボルト以上(石炭坑のうち、10 ボルト以上)のものに限る。)
- 3 人を運搬する施設(自動車のうち、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の 交付を受けているものを除く。)
- 4 鉱山外を運搬する架空索道
- 5 石油鉱山における掘削施設(全出力 500 キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに 3、9 及び 32 に挙げた施設を除く。)
- 6 石油鉱山における海洋掘採施設(3、5、9 及び32 に挙げた施設を除く。)
- 7 石油鉱山における最高使用圧力 1 メガパスカル以上のパイプライン(坑井と分離槽との間に設置し、又は圧入のために設置するもので、導管の延長が 1km 未満のものを除く。)又は海洋に設置するパイプライン
- 8 容量 50kL 以上の石油貯蔵タンク(29 に挙げた施設を除く。) 又は内容積 500m³ 以上のガスホルダー(5 又は 6 に挙げた施設の一部をなすもの及び高圧ガス用のものを除く。)
- 9 高圧ガスを製造する施設(金属鉱山等及び石油鉱山においては、製造する高圧ガスの容積が 1日 30m³以上のもの(冷凍のため高圧ガスを製造する施設及び 11 に挙げた施設の一部をなす ものを除く。)に限る。)又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、冷凍能力が 1日 3t(フルオロカーボンを使用するもののうち 20t)以上のもの(11 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
- 10 容積 300m³以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所
- 11 石油鉱山における高圧ガス処理プラント
- 12 石油鉱山におけるスタビライザープラント(9に挙げた施設を除く。)
- 13 石油鉱山におけるガソリンプラント(9に挙げた施設を除く。)
- 14 鉱煙発生施設(1~13及び20~33に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
- 15 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設 (1~14 及び 20~33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
- 16 坑廃水処理施設(水道水源法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を含み、1~15及び 20~33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
- 17 ダイオキシン類発生施設(1~16 及び 20~33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
- 18 騒音発生施設
- 19 振動発生施設
- 20 廃棄物焼却炉(5、6 及び 24~26 に掲げる施設に附属するもの並びに火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が 2m²未満で、焼却能力が 1 時間当たり 200kg 未満のものを除く。)
- 21 鉱業廃棄物の坑外埋立場
- 22 鉱業廃棄物の坑内埋立場
- 23 原動機を使用する選炭場

- 24 原動機を使用する選鉱場(砕鉱施設を含む。)
- 25 か焼場又は乾燥場
- 26 製錬場
- 27 16 又は 23~26 に掲げる施設に附属する捨石(金属鉱山等に限る。)、鉱さい(金属鉱山等及び 附属施設に限る。)又は沈殿物の集積場(のり尻から集積面までの高さの最大値が 3m 未満のも のを除く。)
- 28 捨石集積場(27に掲げるものを除き、石炭鉱山においては、のり尻から集積面までの高さの最大値が 15m 以上のもの、金属鉱山等においては、地盤面からその直上の集積面までの鉛直高さの最大値が 10m 以上(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 2 条第 3 項に規定する特定施設に該当するものに限り、のり尻から集積面までの高さの最大値が 3m 以上)のものに限る。)
- 29 坑内における燃料油貯蔵所又は燃料給油所
- 30 金属鉱山等における坑道の坑口の閉そく施設(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 2 条第 4 項に規定する坑道の坑口の閉そく事業により設置されるものに限る。)
- 31 最大火薬類存置量が 25kg 以上の火薬類取扱所
- 32 最高使用圧力 0.4 メガパスカル以上のボイラー(最高使用圧力 1 メガパスカル以下の貫流式のボイラー(管寄せの内径が 15cm を超える多管式のものを除く。)で、伝熱面積が 10m²以下のもの(気水分離器を有するもののうち、当該気水分離器の内径が 30cm 以下で、その内容積が 0.07m³以下のものに限る。)を除く。)又は蒸気圧力容器(最高使用圧力をメガパスカルで表わした数値と内容積を立方メートルで表わした数値との積が 0.02 以下のものを除く。)
- 33 ガス集合溶接装置
 - イ 下水道終末処理施設
 - り 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物 処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設 (法施行規則第4条第1号ホ及びへ(p -392、393)により排出量を把握すること とされている施設に限る。)

-般廃棄物処理施設

- 1 処理能力が 1 日 5 トン以上のごみ処理施設(焼却施設にあっては、処理能力が 1 時間 200kg 以上または火格子面積が 2m²以上のもの)
- 2 一般廃棄物最終処分場(水面埋立地にあっては主として一般廃棄物の埋立処分の 用に供される場所として環境大臣が指定する区域)

- 1 処理能力が1日10m3を超える汚泥の脱水施設
- 2 処理能力が1日10m³(天日乾燥施設の場合は100m³)を超える汚泥の乾燥施設
- 3 汚泥(PCB及びPCB処理物を除く)の焼却施設のうち以下のもの
 - イ 処理能力が 1 日 5m3を超える
 - ロ 処理能力が1時間200kg以上
 - ハ 火格子面積が 2m²以上
- 4 処理能力が 1 日 10m³を超える廃油の油水分離施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条14号の廃油処理施設を除く。)

- 5 廃油(廃 PCB 等を除く)の焼却施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条14号の廃油処理施設を除く。)のうち、以下のもの
 - イ 処理能力が 1 日 1m3を超える
 - ロ 処理能力が 1 時間 200kg 以上
 - ハ 火格子面積が 2m²以上
- 6 処理能力が1日50m3を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設
- 7 処理能力が1日5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設
- 8-1 廃プラスチック類 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く)の焼却施設のうち、以下のもの
 - イ 処理能力が1日100kgを超える
 - ロ 火格子面積が 2m²以上
- 8-2 処理能力が 1 日 5 トンを超える廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条第 2 号に挙げられている廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき 類の破砕施設
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第3の3に挙げられている物質又は ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 11-1 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 11-2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- 12-1 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設
- 12-2 廃 PCB 等(PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、または封入された PCB を含む。)または PCB 処理物の分解施設
- 13-1 PCB 汚染物または PCB 処理物の洗浄施設または分離施設
- 13-2 産業廃棄物の焼却施設(3、5、8 及び 12 に挙げたものを除く。)のうち、以下のものイ 処理能力が 1 時間 200kg 以上
 - ロ 火格子面積が 2m² 以上
- 14 産業廃棄物の処分場のうち、以下のもの
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 3 号ハ(1)から (5)まで及び同第 6 条の 5 第 1 項第 3 号イ(1)から(6)までに挙げられている産業 廃棄物の埋立処分の場所
 - 口 安定型産業廃棄物の埋立処分の場所(水面埋立地を除く。)
 - ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立 処分の場所(水面埋立地にあっては主としてイに規定する産業廃棄物及び安 定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の場所として環境大臣が指 定する区域に限る。)
- I ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

特定施設 ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設、及び汚水又は廃液を排出する施設 設

ダイオキシン類を大気中に排出する施設

- 1 焼結鉱(銑鉄の製造に用いるものに限る。)の製造に用いる焼結炉で、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
- 2 製鋼に用いる電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造に用いるものを除く。)で、変圧器の定格容量が1,000kV·A以上のもの
- 3 亜鉛の回収(製鋼に用いる電気炉から発生するばいじんで、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)に用いる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉で、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの

- 4 アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)に用いる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉で、焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉は容量が1トン以上のもの
- 5 廃棄物焼却炉で、火床面積(廃棄物の焼却施設に複数の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計)が 0.5m² 以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に複数の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計)が 1 時間当たり 50kg 以上のもの

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

- 1 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造に用いる塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイド法アセチレンの製造に用いるアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造に用いる施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造に用いる施設のうち、廃ガス洗浄装置
- 5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)に用いる焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造に用いる二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)に用いる施設のうち次のもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造に用いる施設のうち次のもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に用いる施設のうち次のもの
 - イ ろ過施設
 - 口 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造に用いる施設のうち次のもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。八において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造に用いる施設のうち次のもの
 - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
 - 二 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造に用いる焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち次のもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 13 亜鉛の回収(製鋼に用いる電気炉から発生するばいじんで、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)に用いる施設のうち、次のもの
 - イ 精製施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設

- 14 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)に用いる施設のうち、次のもの
 - イ ろ過施設
 - 口 精製施設
 - 八 廃ガス洗浄施設
- 15「ダイオキシン類を大気へ排出する施設の 5」の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次のもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設で 汚水又は廃液を排出するもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
- 17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表 1 の項、3 の項及び6 の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)に用いる施設のうち、次のもの
 - イ プラズマ反応施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - 八 湿式集じん施設
- 18 下水道終末処理施設(1~17 及び 19 に挙げた施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
- 19 1~17 までに挙げた施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1~17 までに掲げた施設に係る汚水もしくは廃液又は当該汚水もしくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18 に挙げたものを除く。)